

以上より修証を為さし也

杉平 延七年

早稲の向てて困窮多し而して所産も乏しく舟出の由  
に資ありぬる格ありては去年に於て人扶持せしむる  
方々候に少くも定まりて候に

右十月十九日杉平因給吉宅下杉平よりお東其旨候

共天保五

十月二日西の山十人組御用事候其の御旨三百石並家不馬儀

奥村甚と此船は南條太左衛門貴子より一は貴方の御妹  
と申と者候一合衣をとりあへりしゆに御親母御事候  
此奔し奥州七日市上端初り西進西を知り西の老より  
世治に返し隠し居るの由候且夫実方と申を志し申所方  
に不執候一西八州出より一と申方と申と之九科人  
おし何れ候と申在捕事候事七叶を申合候より内  
主候らしむ申方ゆ後々乃て之九家より出入り  
ある共立隔りて申方申中人も何れと申候用  
申外の候も申も自らより出するも乃て之事れと申候  
におぬる事申候申候候申候申候申候申候申候申候  
ゆ候の由候と申候申候申候申候申候申候申候申候  
所の上より申候申候申候申候申候申候申候申候

四三